

(案)

令和 4 年 10 月 17 日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 石岡 隆司

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 4 年 9 月 16 日、青森地方最低賃金審議会において付託された青
森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので
報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙 2 のとおりである。

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する者
- (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間888円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日

青森地方最低賃金審議会
青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

○飛鳥由美子 青森大学総合経営学部准教授
◎石岡隆司 弁護士
森 理恵 弁護士

労働者代表委員

赤間義典 日本労働組合総連合会青森県連合会部長
金渕真人 T V S R E G Z A 労働組合執行委員長
小枝 忠 弘前航空電子労働組合特別執行委員

使用者代表委員

小笠原裕 (一社) 青森県経営者協会専務理事
藤井淳子 青森県火災共済協同組合専務理事
船水清吾 (株) タカシン取締役会長

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。